

別紙2

平成23年10月1日現在

7月1日以後においても一定期間猶予される義務等一覧

厚生労働省（政令第194号（平成23年6月29日））

- 臨床研修等修了医師等が診療所等を開設する場合の届出の義務
- 病院等を休止又は再開した場合の届出の義務
- 病院等を廃止した場合の届出の義務
- 病院等の開設者が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合の届出の義務

※ 新たに定められた免責期限は、平成23年12月31日となっています。

※ 詳細については下記にお問い合わせください。

厚生労働省医政局総務課 03-3595-2189